

令和5年度 京都市小中一貫学習支援プログラム業務委託におけるプロポーザルについて
【質問に対する回答】

箇所	質問	回答
仕様書 P6	「エ学力検査解答の採点・分析、実施児童生徒返却用資料・学校保管用資料等（児童生徒アンケート集計含む）の作成、編集、印刷（ただしジョイントプログラム令和4年度第5回を除く）」とありますが、「令和5年度第5回」という理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、「令和4年度第5回」は「令和5年度第5回」の誤りでした。お詫びして訂正します。
仕様書 P6	「また、全ステージ（プレジョイントプログラムを除く）を対象に、解答類型を設定し、その配点や採点基準は作問委員会等で定めること。採点は、定められた採点基準により行うものとし、原則として受託者に一任する。」とありますが、作問委員会の定義・構成メンバーをお教えいただくことは可能でしょうか。	作問委員会とは、作問等の検討にあたり、京都市立学校の教員から委嘱する作問委員から構成される組織です。作問委員会等の「等」は、上記の作問委員会に、京都市総合教育センター指導室の各教科の指導主事、および受託者の担当者を指しており、それらが連携して、作問、解答類型、採点基準、配点等を検討のうえ作成します。
仕様書 P6	「また、全ステージ（プレジョイントプログラムを除く）を対象に、解答類型を設定し、その配点や採点基準は作問委員会等で定めること。採点は、定められた採点基準により行うものとし、原則として受託者に一任する。」とありますが、採点基準について受託者で判断がつかない場合、必要に応じて内容を相談させていただきたいのですがよろしいでしょうか。	採点は、作問委員会等で事前に定めた解答類型、採点基準に従い、受託者で行っていただきます。採点基準に定めがない場合でも、受託者のこれまでの経験等から判断できるものは、受託者において採点してください。上記を踏まえたうえで、なお、採点基準に定めがない想定外の解答で、それが全体に関わるような重要な内容であれば、必要に応じて、委託者と相談・協議してください。